

**令和2年7月豪雨で被害を受けた住宅・建築物等に係る  
建築確認申請等の手数料の減免措置について**

令和2年7月豪雨により被害を受けた住宅・建築物の所有者等の経済的負担を軽減するため、建築基準法の各種申請に係る手数料を、以下のとおり、減免(全額免除)することとします。

### 1 全額免除する手数料一覧

	手数料名称	手数料額	全額免除の要件 (被害区分)
建築確認・検査手数料	建築物の確認申請・変更確認申請	7,000～531,000 円	り災証明書で 「一部損壊」 以上
	建築物の完了検査	14,000～455,000 円	
	建築物の完了検査(中間検査を受けたもの)	13,000～455,000 円	
	建築物の中間検査	13,000～407,000 円	
	建築設備の確認申請	11,000 円	被災証明書等で 被災した事実が 確認できること
	建築設備の変更確認申請	7,000 円	
	建築設備の完了検査	16,000 円	
	工作物の確認申請	11,000 円	
	工作物の変更確認申請	6,000 円	
	工作物の完了検査	12,000 円	
許可・認定手数料	仮使用の認定【7条の6】	120,000 円	り災証明書で 「一部損壊」 以上
	敷地と接道との関係の建築認定【43条2項1号】	27,000 円	
	敷地と接道との関係の建築許可【43条2項2号】	33,000 円	
	用途規制の建築緩和許可【48条関係】	180,000 円他	
	特殊建築物(産廃施設等)の敷地許可【51条】	160,000 円	
	建築物の高さの許可【55条3項】	160,000 円	
	日影による建築物高さの特例許可【56条の2】	160,000 円	
	仮設建築物の許可【85条関係】	120,000 円他	

### 2 全額免除の要件

対象者	①り災証明書・被災証明書の発行を受けた本人 (法人等を含む。)であること ②住宅の場合は、①と同居するものであること	<u>減免を受けようとする手続き申請時に、 り災証明書等の写しを添付ください。</u>
用途	被災した建築物等と同じ用途であること (附属する車庫や倉庫等も含む。)	<u>必要に応じて、被災した建築物の図面等 を添付ください</u>
規模	被災した建築物等と同規模程度であること	

### 3 その他

別の土地に建替える場合や、被災した建築物に代わる仮設建築物を建築する場合も、上記手数料が免除対象となります。(個別にご相談ください。)

### 4 免除期間 災害発生日から2年間(令和4年7月4日まで)